

議案第260号

大阪市立児童発達支援センター条例を廃止する条例案

大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月26日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

都島こども園及び淡路こども園を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 大阪市立児童発達支援センター条例

(設 置)

第1条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大阪市立都島こども園	大阪市都島区都島本通4丁目
大阪市立淡路こども園	大阪市東淀川区西淡路5丁目

(事 業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）
- (4) 法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第16項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）
- (5) 障害児に係る障害者総合支援法第5条第17項に規定する基本相談支援

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。
- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第4条 センターの供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、

同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第2項」と読み替えるものとする。

(使用資格)

第5条 センターを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）に係る児童
- (2) 法第21条の6の規定による障害児通所支援の措置に係る児童
- (3) 障害児相談支援を受ける者
- (4) 計画相談支援を受ける者

(使用許可等)

第6条 前条第1号、第3号又は第4号に掲げる者がセンターを使用しようとするときは、通所給付決定を受けた者又は同条第3号若しくは第4号に掲げる者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、センターの管理上支障があると認めるときは、センターの使用を許可してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、センターの使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき
- (2) 前条第2項に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を断り、又はセンターから退館させることができる。

- (1) センターを使用する者に対する保護の妨げになるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (5) 管理上必要な指示に従わない者
- (6) その他管理上支障があると認める者

(利用料金)

第9条 市長は、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 第5条第1号、第3号又は第4号に掲げる者がセンターを使用しようとするときは、センターの使用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 児童発達支援に関して通所給付決定を受けた者 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(2) 保育所等訪問支援に関して通所給付決定を受けた者 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 障害児相談支援を受ける者 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(4) 計画相談支援を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ市規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(管理の代行)

第10条 センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(淡路こども園に係る指定申請の公告)

第11条 市長は、大阪市立淡路こども園（以下「淡路こども園」という。）の指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 淡路こども園の名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定を行おうとする期間

(4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(都島こども園の指定管理者の指名等)

第12条 市長は、大阪市立都島こども園（以下「都島こども園」という。）の指定管理者を指定しようとするときは、都島こども園の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

(指定の申請)

第13条 淡路こども園の指定管理者の指定を受けようとする法人等又は前条の規定による通知を受けた法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第14条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 第1号に該当する者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(淡路こども園の指定管理予定者の選定)

第15条 市長は、第13条の規定による淡路こども園に係る指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、淡路こども園の指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 法第43条の目的に照らし淡路こども園の効用を最大限に発揮するとともに、淡路こども園の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 淡路こども園の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、淡路こども園の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(都島こども園の指定管理予定者の選定)

第16条 市長は、第13条の規定による都島こども園に係る申請の内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を都島こども園の指定管理者の指定を受けべきものとして選定してはならない。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 法第43条の目的に照らし都島こども園の効用を十分に発揮するとともに、都島こども園の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 都島こども園の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都島こども園の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、第15条の規定により選定した淡路こども園の指定管理者の指定を受けべきもの又は前条の都島こども園の指定管理者の指定を受けべきものを指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターに係る法第43条の目的を達成するため必要な事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他センターの管理に関すること

(施行の細目)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第7条から第9条まで及び第10条前段の規定は、公布の日から施行する。